

(仮称) 堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業

実施方針

令和 3 年 11 月 24 日

堺 市

<目次>

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1.1. 事業概要.....	1
1.2. 特定事業の選定及び公表.....	3
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	5
2.1. 募集及び選定に関する基本的な考え方.....	5
2.2. 事業者の選定方法.....	5
2.3. 募集及び選定等の手順.....	6
2.4. 入札参加者の構成.....	9
2.5. 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	10
2.6. 提案審査書類の取扱い.....	13
2.7. 特別目的会社の設立等.....	13
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
3.1. 責任分担の方法.....	14
3.2. 事業の実施状況の監視.....	14
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
4.1. 敷地に関する各種法規制等.....	18
4.2. 施設要件.....	18
5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
6.1. 事業の継続に関する基本的な考え方.....	19
6.2. 事業の継続が困難となった場合の措置.....	19
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	20
7.1. 法制上及び税制上の措置.....	20
7.2. 財政上及び金融上の支援.....	20
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
8.1. 議会の議決.....	20
8.2. 入札参加に伴う費用負担.....	20
8.3. 本事業において使用する言語、通貨単位等.....	20
8.4. 情報公開及び情報提供.....	20
8.5. 実施方針等に関する問い合わせ先.....	20

はじめに

堺市（以下「市」という。）は、（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的かつ効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たり、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により事業の実施に関する方針として定めるものである。また、市としては、ここに公表する実施方針及び関連資料に対し、質問・意見の受付及び回答、説明会等を通じ、民間事業者から幅広い意見や改善案が寄せられることを期待するとともに、それらを踏まえた形での事業実施を予定している。

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1. 事業概要

1.1.1. 事業名称

(仮称) 堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業

1.1.2. 公共施設等の管理者名称

堺市長 永藤 英機

1.1.3. 事業目的

市では、『全員喫食制の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方』に基づき、給食センター方式による全員喫食制の中学校給食を実施するため、〇157 堺市学童集団下痢症の発生を教訓として安全安心な学校給食を提供することを第一に、(仮称) 堺市立第 2 学校給食センターの新設を行うことにした。

本事業は、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を事業者が一貫して実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できる PFI 手法を導入し実施するものである。

1.1.4. 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設（新たに設置する(仮称) 堺市立第 2 学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構施設等を含むすべての施設をいう。以下同じ。）の整備等を行い、竣工後は市に本施設の所有権を移転し、事業者が維持管理・運営等を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 22 年 3 月 31 日までとする。

(3) 事業範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 施設整備業務

- (a) 事前調査業務
- (b) 施設整備に伴う各種申請業務
- (c) 市が行う交付金申請の支援業務
- (d) 設計業務
- (e) 解体工事業務
- (f) 建設業務
- (g) 工事監理業務
- (h) 調理設備設置業務
- (i) 調理備品調達業務
- (j) 食器・食缶等調達業務
- (k) 事務備品調達業務
- (l) 配送車両調達業務
- (m) 引渡し業務

- (n) その他施設整備業務の実施に伴い必要となる業務
- (イ) 開業準備業務
- (ウ) 維持管理業務
 - (a) 建築物保守管理業務
 - (b) 建築設備保守管理業務
 - (c) 外構施設保守管理業務
 - (d) 調理設備保守管理業務
 - (e) 事務備品保守管理業務
 - (f) 清掃業務
 - (g) 警備業務
 - (h) 長期修繕計画作成業務
 - (i) その他維持管理業務の実施に伴い必要となる業務
- (エ) 運営業務
 - (a) 食材検収補助・保管業務
 - (b) 調理業務
 - (c) 配送・回収業務
 - (d) 洗浄・消毒等業務
 - (e) 配膳業務
 - (f) 廃棄物処理業務
 - (g) 運営備品保守管理業務
 - (h) 配送車両維持管理業務
 - (i) 衛生管理業務
 - (j) 食育等支援業務
 - (k) その他運営業務の実施に伴い必要となる業務

(4) 市が行う業務

運営業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- (a) 食材調達業務
- (b) 食材検収業務
- (c) 献立作成業務
- (d) 栄養管理業務
- (e) 調理指示業務
- (f) 給食費徴収管理業務
- (g) 食数調整業務
- (h) 広報業務
- (i) 食育業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり、施設整備、開業準備、維持管理・運営に係るサービス対価から構成される。なお、詳細については、入札公告の際に市が公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集等（以下「入札説明書等」という。）において示す。

(ア) 施設整備に係るもの

市は、事業者が実施する施設整備に係るサービス対価について、本施設の引渡し後に事業者へ一括支払いを行う予定である。

(イ) 開業準備、維持管理・運営に係るもの

- (a) 市は、事業者が実施する開業準備に係るサービス対価について、開業準備業務の完了後に事業者へ一括支払う。
- (b) 市は、事業者が実施する維持管理・運営に係るサービス対価について、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。
- (c) 支払いは年4回に分けて行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。
- (d) 維持管理・運営に係るサービス対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には本施設の保守管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。
- (e) 市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。

(6) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

(7) 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和4年12月
施設整備期間	令和5年1月～令和7年1月（25か月間）
本施設の所有権移転	令和7年1月
開業準備期間	令和7年2月～令和7年3月（2か月間）
維持管理・運営期間	令和7年4月～令和22年3月（15年間）

(8) 事業期間終了後の措置

事業期間終了後に、事業者は本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

1.2. 特定事業の選定及び公表

1.2.1. 特定事業の選定に関する基本的な考え方

市は、本事業を PFI 法に基づく事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、入札公告までに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

1.2.2. 効果等の評価

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかについて判断を行う。

(ア) 将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより

定量的評価を行う。

- (イ) 特定事業として実施することによるサービス水準や事業者に分担させるリスクに関する定性的評価を行う。
- (ウ) 上記を踏まえて総合的評価を行う。

1.2.3. 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業では、施設整備、開業準備、維持管理及び運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2.2. 事業者の選定方法

事業者の審査及び選定は次のとおり行うものとし、詳細については入札説明書等に示す。

2.2.1. 検討委員会の設置

PFI法第2条第2項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第5条第1項に規定する実施方針の策定、同法第7条に規定する特定事業及び同法第8条第1項の規定による事業者の選定についての審議及び審査を行うため、「堺市PFI事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。委員会の構成は、入札公告時に明らかにする。

2.2.2. 審査方法

- (ア) 事業者の選定は、入札参加資格の確認と提案審査の二段階に分けて実施する。
- (イ) 入札参加資格の確認は、本事業への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に入札参加表明書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加表明書等」という。）の提出を求め、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき確認する。
- (ウ) 提案審査は、入札参加者から提出された提案審査書類について、落札者決定基準に従い、検討委員会において提案内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者を決定する。
- (エ) 提案審査書類の評価基準、提出方法等の詳細については、入札説明書等に示す。なお、入札参加者が1者であった場合も同様に、入札参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

2.2.3. 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取止め等の対処を図る場合がある。

2.2.4. 事業者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

2.3. 募集及び選定等の手順

事業者の募集及び選定等の手順は次のとおり行うものとし、詳細については入札説明書等に示す。

2.3.1. 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、日程及び実施方法について変更することがある。

日程		内容
令和3年度	11月24日（水）	実施方針、要求水準書（案）等（以下「実施方針等」という。）の公表
	11月24日（水）～	実施方針等に関する質問及び意見等の受付、現地見学会・個別対話の申込の受付
	12月2日（木）	実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催
	12月13日（月）～ 12月17日（金）	実施方針等に関する個別対話の実施
	1月中旬	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表
	3月下旬	特定事業の選定・公表
令和4年度	4月上旬	入札公告、入札説明書等の公表
	4月中旬	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催
	5月中旬	入札説明書等に関する質問受付締切
	5月中旬	入札説明書等に関する個別対話の実施
	5月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
	6月上旬	入札参加表明書等の受付締切
	6月中旬	入札参加資格審査結果の通知
	7月下旬	入札及び提案審査書類の受付締切
	8月下旬	提案審査書類に関する面接審査
	9月上旬	落札者の決定・公表
	10月上旬	落札者との基本協定の締結
	10月中旬	特別目的会社との事業契約の仮契約締結
12月中旬	市議会の承認による事業契約の成立	

2.3.2. 実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催

実施方針等に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。また、説明会後に現地見学会を行う。

項目	内容
説明会日時	令和3年12月2日（木） 10：30～12：00
説明会会場	泉北倉庫（堺市南区桃山台1-23-1）
参加申込期限	令和3年12月1日（水） 正午まで
参加申込方法	実施方針等説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1企業2名までとする。
申込先	堺市教育委員会事務局 学校管理部 中学校給食準備室 電話：072-228-7452 FAX：072-228-7256 E-mail：chukyu@city.sakai.lg.jp
備考	・実施方針等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・説明会会場の駐車場は使用できないので留意すること。

2.3.3. 実施方針等に関する個別対話の実施

市の意図と入札参加希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、実施方針等に関する個別対話を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、意見交換を行う。

個別対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

項目	内容
開催日程	令和3年12月13日（月）～17日（金）のうち市が指定する日 1企業あたり20分程度を想定
実施会場	堺市三国ヶ丘庁舎5階 大会議室
参加申込期限	令和3年12月3日（金） 正午まで
参加申込方法	実施方針等個別対話参加申込書（様式2-1）、個別対話確認事項（様式2-2）、個別対話提案事項（様式2-3）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1企業5名までとする。
申込先	堺市教育委員会事務局 学校管理部 中学校給食準備室 電話：072-228-7452 FAX：072-228-7256 E-mail：chukyu@city.sakai.lg.jp
備考	・実施方針等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・同一企業が複数回参加することは不可とする。

2.3.4. 実施方針等に関する質問・意見の受付

(1) 受付期間

令和3年11月24日（水）～令和3年12月24日（金） 正午まで

(2) 受付方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式3）に記入の上、堺市教育委員会事務局 学校管理部 中学校給食準備室まで電子メールにて提出すること。

(3) 公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、令和4年1月中旬に市ホームページにおいて公表する。

(4) 実施方針等の変更

民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針等の内容を見直し、実施方針等の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにて公表する。

2.3.5. 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

2.3.6. 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を令和4年4月中旬に開催し、市の考え方の説明を行う。詳細は市ホームページにおいて公表する。

2.3.7. 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

2.3.8. 入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札参加希望者から入札参加表明書等を受け付ける。入札参加表明書等は、提出期限日（以下「参加資格確認基準日」という。）までに市に提出すること。

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

入札参加資格の審査結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、審査結果において入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

2.3.9. 入札説明書等に関する個別対話の実施

提案内容について市と入札参加者の相互の理解を深めるため、入札参加者を対象に個別対話を行うことを予定している。個別対話の参加方法等は入札説明書等に示す。

個別対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

2.3.10. 入札及び提案審査書類の受付

入札参加者に対し、入札及び提案審査書類の提出を求める。詳細については入札説明書等で示す。

2.3.11. 落札者の決定及び公表

提出された提案審査書類等について総合的に評価を行い、検討委員会の審査を経て、市が落札者を決定する。審査結果は入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

2.3.12. 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2.3.13. 事業契約の締結

市と落札者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

2.3.14. 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）について協議・調整し、締結することがある。

2.4. 入札参加者の構成

2.4.1. 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業（社団・財団法人等※を含む。以下同じ。）が以下に定義する構成員として構成されるグループとする。

※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）に定める法人

種別	定義
構成企業	入札参加者となるグループを構成する企業で、業務の一部を特別目的会社から直接受託する予定であり、特別目的会社に出資する者
協力企業	入札参加者となるグループを構成する企業で、業務の一部を特別目的会社から直接受託する予定だが、特別目的会社には出資しない者
代表企業	構成企業のうち最も高い出資割合を負担するもので、構成員を代表し入札手続きを行う者

2.4.2. 構成企業等の明示

入札参加者の構成員は、入札参加表明書等の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する。）、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業が業務に当たらない場合には、入札参加表明書等において明記すること。

2.4.3. 複数業務の実施

入札参加者の構成員が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者※が兼ねてはならない。

※ 資本面において密接な関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において密接な関連のある者とは当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

2.4.4. 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び当該構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、本事業に係る他の入札参加者の構成員になることはできない。

2.4.5. 構成員の変更及び追加

参加資格確認基準日以降に、入札参加者の構成員の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行ったときは、構成員の変更等を認めることがある。

(1) 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上

で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

(2) 提案審査書類提出日から落札者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で、入札参加者が構成員の変更等（入札参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

2.5. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下の 2.5.1. 及び 2.5.2. で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、この実施方針の公表以降、本事業について検討委員会の委員に接触した者又は接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

2.5.1. 共通の参加資格要件

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けている者でないこと。
- (ウ) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱を含む。）を受けている者でないこと。また、同要綱第5条第2号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (オ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申立てがなされている者でないこと。
- (カ) 清算中の株式会社である企業について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (キ) 検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面若しくは人事面において密接な関連があ

る者でないこと。

(ク) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

(ケ) 本事業についてアドバイザー業務を委託した株式会社長大、同社が本アドバイザー業務において業務提携している内藤滋法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

2.5.2. 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員のうち下記の(1)から(5)の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、(1)から(5)の業務にあたる者は、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）に基づく入札参加資格又は堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格若しくは堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成21年制定）に基づく入札参加資格（以下単に「市の入札参加資格」という。）を有していること。市の入札参加資格を有していない場合、市ホームページに掲載する手続きに従い、速やかに市の入札参加資格審査の申請を行うこと。

(1) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 市の入札参加資格を有する者で「建築設計業務」を希望業種にしていること。

(ウ) 国又は地方公共団体が発注した施設（平成19年4月以降に竣工したものに限る。）の実施設設計業務を元請として履行した実績を有していること。なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。（工事監理業務又は建設業務を行う者の履行実績においても同様の取扱いとする。）

(2) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 市の入札参加資格を有する者で「建築設計業務」を希望業種にしていること。

(ウ) 国又は地方公共団体が発注した施設（平成19年4月以降に竣工したものに限る。）の工事監理業務の実績を有していること。

(3) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(ア)から(エ)までの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 市の入札参加資格を有する者であること。なお、少なくとも1者は「建築工事」を希望業種にしていること。
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の所得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。
- (エ) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「総合評定値通知書」という。）における建築一式工事の総合評定値（P）が700点以上の者であること。
- (オ) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（P）が1,200点以上の者であること。ただし、特定建設工事共同企業体として建設業務を行うものであり、他の構成員に建築一式工事の総合評定値（P）が900点以上の者がいる場合は、900点以上1,200点未満でも可とする。
- (カ) 国又は地方公共団体が発注した施設（平成19年4月以降に竣工したものに限る。）の施工実績を有していること。

(4) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 市の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格において、区分「業務委託・役務の提供」のうち、業種及び種目「建物の維持管理 051002 建物環境衛生」に有効な登録を有していること。
- (ウ) 平成24年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した施設の維持管理業務の実績を有していること。

(5) 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(ア)の要件を満たし、かつ調理業務を行う者は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 市の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格において、区分「業務委託・役務の提供」のうち、業種及び種目「その他 080006 給食調理」に有効な登録を有していること。
- (ウ) 学校給食法における学校給食施設（すべての調理方式を含む。）にて、令和3年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条第1項又は第2項、第60条第1項又は第2項若しくは第61条に基づく不利益処分を受けていないこと。また、学校給食調理業務において、履行途中で契約解除になったことがないこと（発注者の責に帰すべき事由による場合を除く。）、及び落札決定後に正当な理由なく契約締結を辞退したことがないこと。

(エ)平成24年4月以降に、国又は地方公共団体が発注したドライシステムの学校給食施設（共同調理場）の調理業務の実績を有していること。

2.6. 提案審査書類の取扱い

2.6.1. 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案審査書類等は一切返却しない。

2.6.2. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

2.7. 特別目的会社の設立等

2.7.1. 落札者との契約手続き

審査の結果、入札参加者が落札者として決定された場合は、市と落札者は協議を行い、本事業に関する基本協定を締結する。落札者は、当該基本協定に従い、事業契約の仮契約締結までに、本事業を実施する特別目的会社を設立するものとする。

2.7.2. 特別目的会社の設立要件

特別目的会社は、会社法の定める株式会社とする。なお、事業用地を除く堺市内に設立するものとする。

落札者の構成企業は特別目的会社に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えること。

なお、特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の書面による事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

2.7.3. 契約締結までに落札者が入札参加資格を欠くに至った場合の取扱い

落札者決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は落札者と本事業に関する基本協定を締結せず、又は特別目的会社と事業契約を締結しない場合がある。

ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。構成員の除外については、当該構成員の除外後も落札者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。なお、変更する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担の方法

3.1.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全部又は一部を負う。

3.1.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として「表1 リスク分担表（案）」によることとする。責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等に示すものとする。

3.2. 事業の実施状況の監視

3.2.1. モニタリングの方法と内容

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。市が行うモニタリングは、施設整備、維持管理・運営の各段階において実施し、事業者のセルフモニタリングの結果を活用するものとする。具体的な内容等については事業契約書に定める。

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する施設整備、開業準備、維持管理及び運営に係るサービスが十分でないことが判明した場合、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行う。

3.2.2. モニタリングの費用負担

事業者自らが実施する業務のマネジメント及びセルフモニタリングに係る費用は、事業者が負担する。

3.2.3. モニタリング結果の公表

市は、本事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果を公表する。

表1 リスク分担表（案）

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
共通	政策転換リスク		1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	制度 関連 リスク	法令リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
			3	上記以外のもの		●
			4	本事業のサービス対価に係る消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	●
		5	その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）		●	
		許認可取得 リスク	6	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	●	
			7	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外）		●
		社会 リスク	住民対応 リスク	8	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●
	9			上記以外のもの（事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの）		●
	環境保全 リスク		10	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
	第三者賠償リスク		11	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
			12	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		●
	債務 不履行 リスク	市の責によるもの	13	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
			14	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
		事業者の責によるもの	15	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク		16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
			17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●
	物価変動リスク		18	建設期間中における一定の範囲までの資材物価変動に伴う事業者の費用の増減		●
			19	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	
			20	維持管理・運営期間における一定の範囲までの物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減		●
			21	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●	
	要求水準未達リスク		22	要求水準の不適合に関するもの		●
	入札説明書リスク		23	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	入札リスク		24	入札費用の負担に関するもの		●
	契約締結リスク		25	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	● ^{※1}	● ^{※1}
	資金調達リスク		26	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
			27	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●
施設 整備 段階	設計・ 調査 リスク	調査リスク	28	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
			29	上記以外の測量、調査に起因するリスク		●
		設計リスク	30	市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	●	
	31		上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		●	
	建設 リスク	発注者責任 リスク	32	事業者の発注による建設に関する契約の内容及びその変更に関するもの	●	●
			33	市の要求による建設に関する契約の内容及びその変更に関するもの	●	
		用地リスク	34	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			35	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市の公表資料等において通常予見できない場合を除く）		●
			36	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（上記を除く）	●	
		解体リスク	37	解体する建築物に係る情報提供に関するもの	●	
38			上記以外の解体工事に起因するリスク		●	
工事遅延・ 未完工 リスク	39	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●			
	40	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●		
工事費増大 リスク	41	市の指示による工事費の増大に関するもの	●			
	42	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●		

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
施設整備段階	建設リスク	工事監理リスク	43	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
		施設損傷リスク	44	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による	
維持管理・運営段階	コストリスク	仕器備品等調達・納品遅延リスク	45	市が調達する仕器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●	
			46	事業者が調達する仕器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●
維持管理・運営段階	技術革新リスク	コストリスク	47	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
			48	事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
	施設の契約不適合リスク	技術革新リスク	49	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用	●	
			50	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●
	施設の性能維持リスク	施設の契約不適合リスク	51	契約不適合責任期間中に施設の契約不適合が見つかったことに関するもの		●
			52	契約不適合責任期間外に施設の契約不適合が見つかったことに関するもの	● ^{**2}	
	施設損傷リスク	施設の性能維持リスク	53	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●
			54	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
			55	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
	修繕費コストリスク	施設損傷リスク	56	第三者（本施設の利用者を含む）による施設の損傷 ^{**3}	● ^{**3}	● ^{**3}
			57	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●
	事故リスク	修繕費コストリスク	58	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●	
			59	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	給食数増減リスク（需要変動リスク）	事故リスク	60	市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担	●	
			61	生徒数の減少に伴い給食数の減少による運営業務自体の収益の増減	△ ^{**4}	●
62			食べ残し等による残渣の変動		●	
異物混入リスク（食中毒リスク）	給食数増減リスク（需要変動リスク）	63	市が実施する食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●		
		64	学校内での配膳及び市が実施する配膳における異物混入等	●		
		65	事業者が実施する配膳業務における異物混入等		●	
		66	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	●		
		67	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●	
		68	調理時における加熱等が不十分に起因する異常		●	
		69	調理、配送業務における異物混入等		●	
アレルギー対応リスク	異物混入リスク（食中毒リスク）	70	・アレルギー生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、学校内での配食ミス、代替食対応時の献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	●		
		71	・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●	
		72	・収集した情報の伝達不完全（送付漏れ・紛失等）による発症 ・アレルギー生徒の個人情報の流失	帰責事由による		
配送及び配膳遅延リスク	アレルギー対応リスク	73	市の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担	●		
		74	事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担		●	
運搬費用増大リスク	配送及び配膳遅延リスク	75	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大（交通事情悪化による運送費増加など）		●	
食器等破損リスク	運搬費用増大リスク	76	食器等の破損に関するもの	帰責事由による		
残渣処理リスク	食器等破損リスク	77	残渣の給食センターまでの搬送及びその計量		●	
		78	給食センターから処理施設までの搬送		●	
		79	残渣の分別		●	

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
事業終了段階	事業の中途終了リスク	80	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
		81	事業者の債務不履行に起因する契約の解除（一部解除を含む）		●
	施設のパフォーマンスリスク	82	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	移管手続きリスク	83	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

※1：契約が結べない場合、それまでに市と事業者にかかった費用は各々が負担する。

※2：当該契約不適合が事業者に帰責性がある場合には、事業者が負担する。

※3：事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※4：事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス対価の見直しについて市と事業者で協議する。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、次のとおりである。

4.1.1. 事業用地

堺市南区桃山台 1-23-1

4.1.2. 地域地区

- 市街化区域
- 準工業地域

4.1.3. 土地の所有者

堺市

4.1.4. 敷地面積

6,657 m²

4.1.5. その他条件

建ぺい率：60%

容積率：200%

4.2. 施設要件

本施設の要件等の詳細については、要求水準書（案）に示す。

5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1. 事業の継続に関する基本的な考え方

事業者は、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

6.2. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

6.2.1. 事業者の責めに帰すべき事由の場合

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

(ウ) 前2号により事業契約が解除された場合、市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

6.2.2. 市の責めに帰すべき事由の場合

(ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

(イ) 前号により事業契約が解除された場合、事業者は生じる損害について市に対し賠償を求めることができるものとする。

6.2.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

(ア) 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業契約に基づき事業継続の可否について協議を行う。

(イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、事業契約を解除することができるものとする。

(ウ) 前号により事業契約が解除された場合、それぞれ相手方に生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については入札説明書等に示す。

6.2.4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれ無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

7.2. 財政上及び金融上の支援

7.2.1. 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

7.2.2. その他の財政上または金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上または金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1. 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を令和4年第1回市議会定例会に提出する予定である。また、事業契約の締結に関する議案は、令和4年第4回市議会定例会に提出する予定である。

8.2. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

8.3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

8.4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

8.5. 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

堺市教育委員会事務局 学校管理部 中学校給食準備室

住所：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館9階北側

電話：072-228-7452

FAX：072-228-7256

E-mail：chukyu@city.sakai.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.city.sakai.lg.jp/>